

令和4年第7回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和4年第7回苓北町議会臨時会は、令和4年11月25日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	教育長	濱崎 敏和
総務課長	福田 誠一	税務住民課長	吉本 英明
企画政策課長	宮崎 良成	教育課長	西川 文孝
土木管理課長	田尻 悟	農林水産課長	松井 徹也
商工観光課長	錦戸 雅志	水道環境課長	松本 康秀
福祉保健課長	本田 保	健康増進室長	田尻 康彦
会計課長	松村 保則	行革デジタル対策室長	山下 晃弘

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1 3 号 専決処分の承認について
専決第 1 2 号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 承認第 1 4 号 専決処分の承認について
専決第 1 4 号 令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 議案第 5 0 号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 9 議案第 5 2 号 令和 4 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 令和 4 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 令和 4 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 報告第 8 号 専決処分の報告について
専決第 1 3 号 損害賠償額の決定及び和解について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第7回荅北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、高戸幸雄君、5番、松本良人君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

熊本県町村議会議長会会長でありました徳永正道あさぎり町議会議長が、11月7日付で、球磨郡町村議会議長会会長を辞任され、会則の規定に基づき、熊本県町村議会議長会筆頭副会長である、私、錦戸俊春が、次期会長就任までの間、会長職務を代理することになりました。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

山崎副町長が一身上の都合により、11月18日をもって退職いたしました。ご報告を申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第13号 専決処分の承認について

専決第12号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、承認第13号、専決処分の承認について、専決第12号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 専決第12号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明をさせていただきます。

次の、次のページ、条例本文をお願いいたします。

令和4年苓北町条例第19号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

苓北町国民健康保険条例（昭和34年苓北町条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、次のページの新旧対照表によりご説明いたしますので、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお開きください。

右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

附則第2条第2項中の「50銭以上1円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる」を「5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる」に改めるものでございます。

補足説明をさせていただきます。

令和4年9月27日、新型コロナウイルス感染症に感染された被保険者から、町内で初めて傷病手当金の申請がございました。

条例によりまして、傷病手当金の日額報酬額を10円単位で算出する必要がありますが、現行条例の附則、条文内の「50銭以上1円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる」では、同項内の前段「5円未満の端数があるときは、これを切り捨て」の規定と矛盾をし、10円単位での日額報酬額の算出ができませんので、字句を改正したものでございます。

恐れ入りますが、条例本文へお戻りください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用するものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、変更点のご説明がありました50銭以上1円未満の端数を、今回、5円以上10円未満の端数に引き上げるということで、保険料収入については、この分減になろうかと思えますけれども、年間どのくらい保険料の減少になるのか。今まで1円以上については、これを10円に切り上げてたかと思えますけれども、そういうことでしょ、これ。端数計算が。そうですね。102円だったのは110円。101円、1円だから、1円未満というのは今の円単位には、通貨にはないですよ、これはね。これが10円というふうに、端数を切り上げるということで、当然、1円から9円についてはもう10円に切り上げるということ。そういう意味じゃないですか。1円以上は全て9円までは、10円に切り上げてるということで、保険料その分上がったのが、今回、その端数のところは、10円未満は切り捨てだから減るかと思えますが、年間影響はどのくらいあるのか。現実には、このような保険料の計算をされておられたのか。その点をお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 今回の条例の改正につきましては、新型コロナウイルスに感染をされた方が、仕事を休まれた分に対しまして、町が傷病手当金として支払いをするものでございます。

50銭以上1円未満の端数があるときはっていう文章内容に対しましては、これを1円に切り上げるっていうのが、通常使われる言葉だと思えますが、ここの文言がですね、10円未満と条文内ですね、前項の前段の方にあります5円未満の端数があるときは、10円に切り上げるに合わせたところの文言の改正でございます。

この内容、今の現行の条文でありますと、どちらも10円になるのか、1円にするのかというところが曖昧な内容になっております。文言がですね。

ですからこれを、10円単位での日額報酬の算出に合わせる文言の改正をするものでございます。

○1番（山口利生君） ちょっと勘違いしておりました。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第13号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） したがって、承認第13号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第14号 専決処分の承認について

専決第14号 令和4年度荅北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、承認第14号、専決処分の承認について、専決第14号、令和4年度荅北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第14号、令和4年度荅北町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度荅北町一般会計補正予算を令和4年10月6日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、国において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯5万円をプッシュ型で支給する方針が示されたことに伴い、補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 専決第14号、令和4年度荅北町一般会計補正予算（第5号）の内容について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,041万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,416万7,000円とするものです。

6ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項2、目2民生費国庫補助金は、価格高騰緊急支援給付金事業費補助金（住民税非課税世帯等）及び事務費補助金を合わせて7,041万1,000円の増額です。

7ページをお願いします。歳出です。

款3民生費、項1、目1社会福祉総務費は、価格高騰緊急支援給付金の給付事務に係る時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、後納郵便代、合わせて121万1,000

円の増額、及び、支援対象世帯調査のためのシステム改修委託料170万円の増額。並びに、家計急変世帯を含め、支援対象世帯を1,350世帯と見込んだ価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）6,750万円の増額です。

以上で、令和4年度芥北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 価格高騰、非常に大変な状況になっておりますが、これは大体、今の予定ではいつぐらいに各世帯にお金が届く予定として考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 現在の予定では、最短で12月9日の支給を目指しております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） この給付の方法でございますけれども、役場で選んでやるのか、あるいは対象者に申請をしてもらわなければならないのか、2通り、多分あると思うのですが、どういう形でなされるのですか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） あらかじめですね、対象世帯の方の抽出を行いまして、町県民税が非課税の世帯の抽出を行いまして、その世帯の方に、役場から申請書の方を送っております、その申請書にご記入の上、役場に持参されてもいいですし、返信用封筒も入れておりますので、それを入れて郵便で返していただくようにして、それをいただきまして、支出の処理をする予定になっております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 大変失礼なことを申し上げっとですが、非課税世帯の方、全ての方がその文書的に、やはりいろいろ手続き等がなされきるのか、きられないのか。

やはり弱者の方が多い、高齢者の方が多いんじゃないかならうかと思えますね。そういった形の中で申請書を出させるというのも、いろいろやっぱり考える、多分出し忘れたとか、知らんから、何やろうかて、いっちょいとられる家庭が多いんじゃないかならうかと思えますね。そういった方も拾いあげて、あるいは町に申請書が出たらんから、こん人にはやらんというのか。丁寧にするのか、まともにするのかという方法だと思いますけれど、どのような感じでなされますか。その漏れた方、出されない方。いろいろ大変だと

思いますね。私たちお年寄りと付き合う機会が多いので、こういうことを言いますけれども。果たして町から送ってきた書類を見てそれに対応される、されない方もおいでじゃなからうかと。そういった方、されない方がきついんじゃないかな。そういうことも考えますけども、いかがですか。どういう形ですか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申請書の提出をいただいていない方につきましては、まず第1段階としまして、再度、出し忘れないですかという内容の通知を送ります。それでも出していただけなかったら、電話等で聞いて、何か困ったことはないでしょうかということで電話による申請書の送付を促すようにしております。

現在はそこまで考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） やさしいまちづくりの観点から、そういった形にもやっぱり力を入れていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 7ページで職員手当が補正で計上されていますが、これ、おおむね何人をめどにされているのか。

それから、その時間外手当の内容は、当然コロナ関連に伴う業務の延長だろうというふうに思いますけども、現在そういう形ですね、何人の職員の皆さんが、おおむね何時間ぐらいされているのか、お尋ねします。

それから、今後、このコロナがこのまま終息、終わればいいわけですが、終わらないとすれば、今後もずっとこれに関連するですね、時間外勤務っちゅうのは継続するというふうに思います。そうした場合、今回は全て国庫支出金で財源が賄われていますが、今後、その財源は、財源のめどはあるのかどうか、お尋ねをします。

今の負担金補助及び交付金の話ですが、1回わからなかったら、2回目も通知する、3回目も通知するということですが、人数がどのぐらいなのかわかりませんが、一方的な通知じゃなくて、職員、役場行政がですね、100人おるわけでしょ。手分けして、内容によって、場所によっては手分けしてでも、直接出向いて行って、そして、何とかさん、実はまだ出とらんですばってんか、印鑑ば貸してくれんですかと何かその申請に関わるですね、手続きをされたらどうですか。

手紙を出せばですね、それで済むと。それはこちらはそれでいいでしょ。しかし、住民の方はですね、なぜ、その手紙の返事ができなかったのか。目が見えにくいとか、耳が聞こえにくいとか、いろいろそういう状況があるわけですね。

そのことは当然、役場職員の、行政の職員の方は、十二分に関知しておられるわけですので、それを補うためには、一方的な文書の差し出しだけでなく、実際出向いて話をする。そのことによって、また別のですね、この人にはもっと別の手当でも必要だなということが出てくるやもしれません。

そういう取り組みはできないのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず時間外手当の件でございますが、48万円、ここに計上しております。その算出基礎であります、1人当たりの時間外の単価を3,000円と見まして160時間で予算を計上しております。現在、従事している者は1名がほしい3時間、今週は3時間程度の時間外勤務を行っております。

また、最後のお尋ねですけど、確かに最初はですね、手紙を出して、出し忘れないでしょうか、電話で何かお困り事がないでしょうかをした後にですね、また、直接訪問というものも当然考えて、提出の促しをするようにはしたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 時間外勤務手当等に対する財源の確保でございますけども、今年度はコロナの臨時交付金等がありましてですね、活用させていただいておるんですけども、その辺については、人員配置等も含めてですね、財源も含めて、今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 財政、手当とかですね、もうちょっと明確に回答してもらえませんか。これは財政の補正でしょうが、ですね。にもかかわらず、その曖昧な何を言いかかわらんような形。聞いとるもんもわからん、言うとるもんもわからんわけでしょうが。国が出さんとなら一般財源に頼らざるを得ないとか、あるいは芥北町が得意とする地方債を申請しますとか、そういう形での取り組みをはっきり、なぜ言えないんですか。

それから、今後の見通しについても、職員手当の件ですが、今後の見通しについてもお尋ねしましたけれども、町としてはどのように考えておられるのか、ですね。この1人の160時間で済むのか、今後ですね。これ言いましたように、新聞を見ればわかりますように、テレビを見られればわかりますように、この新型コロナウイルスによる感染症は終わりが見えない状況にあるわけですね。ですから、お尋ねしているんですけども、そこら辺についてのお考えをお持ちでないんですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 当然、これは国が手当てをしていただくべきだと私は思っております。もしそれが叶わなかったとき、これは現実はどういうことになったかということの中で、柔軟に対応していきたいと考えております。

今、聞くところによると来年からワクチンは自費でやらなければならないというような話にもなっておりますので、あるいは、そういうコロナ関係の出費というのは、自治体に責任が回ってくる可能性もありますので、そういった場合は、当然我々が対応しなきゃいけないと。とにかく、そういう状況がどういうふうになるか見てから、柔軟に対応してまいります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第14号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第14号、専決処分承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第50号 荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、議案第50号、荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案第50号、荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

荅北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和4年11月25日提出。荅北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、職員の給与等を改正することに伴い、条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

荅北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条、荅北町職員の給与に関する条例（昭和30年荅北町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の95」を「100分の105」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の項を次のように改める。

7ページをお願いいたします。

第2条、荅北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の105」を「100分の100」に改める。

改正概要といたしましては、国の人事院勧告等を踏まえ、まず、第1条で月例給につきまして、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げ、また、12月期分の勤勉手当を現在の0.95月から一旦1.05月へ引き上げます。

これは、期末勤勉手当の支給月額が、年1.9月から年2.0月へ（期末手当を合わせて年4.3月から4.4月）と0.1月分引き上げられますが、令和4年度6月期の勤勉手当が既に0.95月分支給されていることから、今年度に限っては、12月の勤勉手当を1.05月とすることで、支給月数を2.0月に合わせるものでございます。

第2条では、令和5年4月1日から勤勉手当を1.00月へ引き下げ、令和5年度は6月期と12月期を各々、1.00月分合計2.00月分支給することとなります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、議案7ページの次の新旧対照表をお開きください。

右が改正前で、左が改正後、下線部分が改正部分となります。

1ページからは、第1条の改正内容になります。

第20条第2項の勤勉手当は、支給月数を現在の「100分の95」から「100分の105」に改正するものでございます。

別表第1、給与条例第3条関係の行政職給料表の改正は、8ページまででございますが、1ページの再任用職員以外の職員の改正前、1級1号月額14万6,100円から、改正後15万100円へ4,000円引き上げる改正でございます。

2ページ以降も各級の号級における給料月額を改正したものでございます。

1級では87号級まで、2級では55号級まで、3級では35号級まで、4級では15号級まで、5級では7号級まで引き上げ額はそれぞれ異なりますが、同様の改正がっており、6級での改正はございません。

8ページは、第2条の改正内容となります。

第20条第2項の勤勉手当は、支給月数を令和5年4月1日から「100分の105」から「100分の100」に改正するものでございます。

それでは、条例（案）本文7ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公

布の日から施行する。ただし、第1条中別表第1の改正規定は、令和4年4月1日から適用し、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） この内容よりもこの表記の仕方ですが、この1ページには再任用職員以外の職員で1から15番まであります。これ横には、ただ円、円、円ですね。しかし、これを新旧対照表で見れば、職員の区分という欄があるわけですよ。

やっぱ、この議会に諮るからには、議案の中にはこの職員の区分という項目もきちっと明記するべきじゃないですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 今の件につきましては、わかりにくい部分もございますので、次回の改正から検討させていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） これは、検討する事項ということでもいいんですか。これ条例にあるわけでしょ、ですね。条例の印刷段階で検討するという事ならば、議会に諮る意味がないんじゃないですか。暫時休憩とってでも、そこんには結論を出して、修正なら修正、そういうことで、提案すべきだというふうに、再提案すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） その表示の仕方のご質問だと思いますが、今回の条例の分はこれで説明をさせていただきますして、審議をしていただきたいと思います。

この後につきましては、内部で検討いたしまして、議員の皆様にはわかりやすい表現になる方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） いやだから言ってるじゃないですか。

議会に諮ったものを、条例として町民の皆さんにお知らせするわけでしょうが。議会はこれで通しますよという、そういうことじゃいかんとじゃなかですか。町民軽視、議会軽視じゃないんですか。すぐですね、このちゃんと資料は、1/8ページですか、があるわけですので、暫時休憩とって、この資料の1からいくらか、これにコピーし直せばいいわけでしょうが。それで、それを議会に出して、議会の承認を得る。議決を得る。

それが条例じゃないんですか。議会は形だけ通します。あとは私たちに任せてください。それじゃいかんでしょ。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 条例の改正につきましては、執行部といたしましては、この改正の表現というか、様式で提案をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） いや、だから同じことの繰り返しですけどもですね、それはこれ一番大事な部分じゃなかですか。これから見ると、これ職員の区分ですよ。職員の部分で、職務の級、1級、2級、3級、4級、5級、6級。それから給料、号給。号給が今度は縦に行って、横に給料月額がずっと来るわけでしょうが。これはそういう、頑なにする、議会を無視するような、取りあえずそうしてくだせと、あとはちゃんと、そのようにしますじゃなく、そのように検討しますでしょ。またどうなるかわからんわけでしょ。そういうことじゃいかんでしょ。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） ちょっと話が戻りますが、議案といたしましては、改正する部分のみの表示をするものでございます。それ以外の分は新旧対照表で表示するように町の方で様式ちゅうか、基準をもって、今回提案をしている部分でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 浜口議員のおっしゃるのが正しいんじゃないかと私も思います。議案の中で提案されているのが、別紙を変えるということであるならば、ここの表題のところも全部削除するというのを、私たちが承認するということになるかと思えます。

あくまでも、改正する条例の新旧対照表は説明であってですね、私たちにかかっているのはここの条例第何号という、この表を次のように改めるという、これが議会にかけられてる条例ですので、これを通すと、職員の区分欄の部分も全部切れてしまうんじゃないかと。これは至極当たり前の世界だと思いますので、ここで私も暫時休憩して、この条例をかけるこの案のものについて、この区分表を入れたところではかけるべきじゃないかと。このままだと私たちも承認できないということになるかと思えます。

その点を再度、ご説明を願います。やっぱり条例というのは、一問一句、このまんま条例が改正されるということになるかと思えます。その点を踏まえてもう1回、私も質問いたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 山口議員さんのご指摘の分ですが、今回の条例に関しましては、第1条の、1ページでございますが、別表第1、再任用職員以外の職員のページを次のように改める条例改正でございますので、このような表の表現の仕方になっております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） いや、私も浜口議員も同じ考えと思いますが、ここの別表自体をこの再任用職員以外の職員という表に変えるということ、ここの表の区分欄をですね、抜かして上げると。これは何を意味するのか、全然わかんないじゃないですか。それは説明欄でわかるんじゃないかというような、安易な執行部の考え方じゃなくて、やっぱりここは、表自体は、区分も削除するのかというふうに思いますよ、私たちは。表題のところの区分欄ですね。やっぱりそこは、1つの表としては大切な文言ですから、説明欄には、そこは削除と書いてないから、それは生かすんだというようなものじゃなくて、やっぱり表そのものの数字を、給与アップこれについては私たちも何も言いませんけれども、やっぱり条例を出す中であっては、きちんとした形で条例改正案を出すべきだという、ここが私たちとしては重要な事柄と認識するから、質問をしてるわけです。それと2回目です。今回の給料の上昇は平均何%なのか。教えてください。

2点、もう1回質問します。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 今回の人事院勧告の骨子というのが出ておりまして、民間給与等の格差が0.23ということになりますので、そのパーセントが改正の率でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今の質問でございますけれども、この議案と、あと新旧対照表というのがございますが、議案の方は先程、総務課長の方がご答弁いたしましたとおり、改正があった部分のみを表現するように、もうこれは全国で統一されたルールでございます。で、それ以外の部分はわかりやすいようにということで新旧対照表の方で、上のですね、職員の区分という欄を設けて説明をさせていただいております。

先程も申しましたとおり、議案の方は改正部分ということで、別表第1、ここで再任用職員以外の職員の項というのが、今、ここに表記しております。左から2番目で言えば、第1号から7ページの125号までの間の部分がこの再任用職員以外の職員の項ということになりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） いいですか。それじゃ再任用職員以外の職員というのは修正されてませんよね。文言からいくと。わかりますか。ここですよ、再任用職員以外の職員というのは、新旧対照表を見てもこれは修正かけてないですよ。今のお答えだと、修正箇所以外は書かないということであれば、この再任用職員以外の職員というのも書かないんでしょ。いいですか。今、改正があった部分の表記をすることになっているというふうに、今ご説明ありましたですよ。だから、表題の部分については書かないんだということの説明だったと私は認識しましたけれども、そうすると、再任用職員以外の職員というのは前回も表記されてますよね。今の条例の中で、これは改正されてないですよ。改正されてないのに、ここには表記されてると。だから相矛盾してる。

だから、あの何でこの表の枠組み自体を上を書いて、そこの数字は改正されてる部分だけ書くと、後はもう準じるとかというふうな形で、あえて全部書かないというのはわかりますよ。でも、表組み自体が全然わかんない状態を何だろうというふうに、これは全国的なものだと。本当にこれ全国的にこのような形で出すのかですよ。調べてみて、ほかの町村がもしその表題のところも書いてあるということがあると、また当初予算で再度この部分については、再度質問します。

非常に何の意味か、横の表題のところがないからですね。職務の級、号級という、職員の区分欄てのは非常に重要です。こういうのがわかんないような条例案をですね、私たちに示して、ここは改正しないから出さないんだというような説明自体が非常に私たちに対してわかりづらいし、頑なに改正しないのは書かないんだと。やっぱ表ですから、ここは。そして、今言った再任用職員以外の職員というのも、変更されてないならばここもそれじゃ書かないんじゃない。だから相矛盾してるんじゃないかということを最後に申し伝えます。

これが全部の、全自治体がこのような形で表の変更のときも、表の区分というのも書かないということ、これは統一というならば、もうそれでわかりますけれども、もしそれがうちだけだったんならば、私たちに対して説明責任がまた問われるというふうに思いますので、単にここを、表をきちんと出して済めば、もう何も問題ないのに、そこまでおっしゃるから、こういうふうな質問になったところです。

私も浜口議員と同じ考えです。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今の山口議員のご質問ですけれども、まず下線部分と項の問題ですけれども、あくまでも、議案の方はですね、再任用職員以外の職員の項という部分でして、この項というのが、この再任用職員以外の職員と書いて

ある縦書きのですね、ここの部分から一番右端のところまで、全体表しているということでご理解いただければと思います。

その中で改正がある部分、ない部分は当然、この文字以外でもですね、例えばひとつ右側の1から125も同じように改正はあっておりませんが、実際には、新旧対照表の方で、下線を引くことによって、その項の中でどこの部分が変わったかというのを表しております。

ただ、山口議員、そして浜口議員がおっしゃいますとおり、決してその上の職員区分の欄を絶対入れちゃいけないかっていうわけではございませんので、入れたものを提案した方がよりわかりやすいというのはもう議員のおっしゃるとおりっていうのは、確かでございます。で、そこにつきましては先程、総務課長が申しましたとおり、よりわかりやすくなるように今後、気を付けて議案の提案をさせていただくようにしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 私も議案を見たときに、これは何だろうかと思いました。実際。本来ならば、何か抜けとって。全く今まで答弁を聞きましてけれども、私ははっきり言って理解は、し難い。変わったところだけ出すとじゃなくて、見て、わかるようなやつを出すのが当然じゃなかかなあ。これは、お宅たちの言い分はそうかもしれんですけども、お宅たちは、私たちを納得させなければならぬ。私たちを納得させるんじゃないくて、町民が納得するような議題の提出方法をせにゃいかん。私はそう思いますよ。私もこれ1回見たとき、これ何やろかいと思いましたよ。お宅たちはこれが正当だと思えますけれども、もし今、室長は、その上のタイトルを変えてもいいと言うようなこと言いますけども、よかったら、私たちはそれを望むわけですから、休憩でもとってですね、これをすり替えてやった方がいいんじゃないかなと。

そして今後の課題としては、存分に今後は執行部の方で検討していただければ。今回は、やはり私も思いましたよ。変わった部分を書くとなら、変わった分ば書けばよかばってん、変わらん分もこれ入れてあるときもありますよ。そういうことでございますので、私は今のお二方の意見に賛成しますよ。できれば休憩をとって、この表題だけを差し替えて審議をしていただく。内容には問題なかつですから。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ちょっとここで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時16分

再開 午前10時57分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案の訂正がございます。訂正方よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 只今、議案の訂正の申し出がありました。これを許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正を許可いたします。

配布されましたので、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案の訂正についてご説明いたします。

訂正前の方がですね、第1条のところ、別表第1再任用職員以外の職員の項を次のように改めるの部分を、訂正で、別表第1を次のように改めるに訂正をしております。

別表第1につきましても、職員の区分、職務の級、号給を1級から6級まで、給与月額を表示をしております。

よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 令和4年度苓北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、議案第51号、令和4年度苓北町一般会計補正予

算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第51号、令和4年度芥北町一般会計補正予算（第6号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく関係条例の改正等に伴う人件費のほか、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金の無料化、農地の災害復旧事業等に要する費用の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第51号、令和4年度芥北町一般会計補正予算（第6号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億622万9,000円とするものです。

7ページをお願いします。歳入です。

款12分担金及び負担金、項2、目2農林水産業費分担金は、農地1件の災害復旧に係る農地等災害復旧費申請者分担金65万円の増額です。

8ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、項2、目4災害復旧手数料は、農地1件の災害復旧に係る農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料4万円の増額です。

9ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2、目1総務費国庫補助金は、インフルエンザ予防接種委託料充当分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金991万4,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款15県支出金、項2、目8災害復旧費県補助金は、農地災害1件分の農地等災害復旧費補助金130万円の増額です。

11ページをお願いします。

款20諸収入、項5、目1雑入は、台風14号により被災した堆肥センター施設の修繕に係る町有物件災害共済金15万8,000円の増額です。

続いて、歳出です。

なお、人事院勧告に基づく関係条例の改正等に伴う、会計年度任用職員を含む職員の

人件費に係る補正については説明を省略いたします。

16ページをお願いします。

款3民生費、項1、目4介護保険事業費、節27繰出金は、会計年度任用職員の報酬等不足分として介護保険特別会計繰出金（事務費分）7万円の増額です。

目5後期高齢者医療費は、訪問指導員の雇用日数の変更に伴う補正を含め、節1報酬の訪問指導員報酬から次のページの節8旅費の運動指導員費用弁償まで、合わせて169万5,000円の増額です。

19ページをお願いします。

款4衛生費、項1、目1保健衛生総務費は、訪問指導員の雇用期間の変更に伴う補正を含め、節1報酬の訪問指導員報酬から節8旅費の訪問指導員費用弁償まで、合わせて119万3,000円の減額です。

目2予防費は、インフルエンザ予防接種に係る個人負担金について無料とすることとして、予防接種委託料（インフルエンザ）及びインフルエンザ予防接種委託料（新型コロナウイルス対策分）合わせて1,096万4,000円の増額です。

21ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目5農地費は、農地等小災害復旧事業補助金1件分20万円の増額です。

目7堆肥センター管理費は、台風14号で被災した原材料保管庫屋根の修理に係る修繕料214万2,000円の増額です。

30ページをお願いします。

款9教育費、項3、目1学校管理費、節10需用費は、旧都呂々中学校管理棟消防設備の改修に係る修繕料67万4,000円の増額です。

32ページをお願いします。

項5、目2学校給食費、節8旅費は、実績見込みによる調理員費用弁償3万円の増額です。

33ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1、目1、農業用施設災害復旧費は、7月豪雨により被災した都呂々木場の稗ノ迫農地1件分の復旧に係る工事請負費（補助）260万円の増額です。

以上で、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第6号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 8ページのですね、農地等災害復旧費の分担金の手数料でご

ございますけれども、おおよそ何件で、総額のどのくらいぐらいの分かお尋ねをいたします。

それから、21ページ、堆肥センターの修繕料が上がっておりますけれども、これに類似するものがあるんじゃないかならうかと思っておりますけれども、これ保険、災害の保険等はその施設には掛けてありませんか。もしよかったら、掛けてなかったら、今後やっぱり掛ける必要がなかろうかなと思っております。掛けてあったら被害に対する、何ていうかな、保険金は入れてないのかどうか。他にもあつとじゃないかならうかと思っておりますので、他の分も合わせですね、教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 8ページの農地等災害復旧事業設計手数料ですけども、これは7月の雨で、都呂々の木場ですね、稗ノ迫地区、字稗ノ迫が1件崩れてまして、それに伴う設計手数料になります。

次に、21ページの堆肥センターの修繕料ですけども、これは台風14号ですね、原材料保管庫がですね、の屋根が被害を受けてまして、その修繕になるんですけど、一応、町の建物の保険に掛かってまして、その保険料も収入の方にですね、ちょっと全額にはちょっと遠いんですけども、保険がおりのようになっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） これは設計手数料ですけども、農災のですね、もうこれはできればですね、今いろんな町民サービスがあっております。これについてはそろそろもう廃止をするような時期じゃないかならうかと思っておりますので、これは今後の問題でございます。ぜひですね、そこら辺を検討されて、新年度からでもですね、改修するとか、条例あたりを直近に整備されてですね。もう多分、水路とか農道あたりはもう取らんごてなつとつとじゃないかならうかと思っておりますね。そういうところでございますので、そこら辺を含めて検討されればいかがでしょうか。これ、お願いですね。

それと、この堆肥センター、これに付随するやつ、あるいは他の町の施設もそうでございますけれども、ぜひですね、保険、風水害の保険等を検討されまして、今後の対応に図っていただければなと思っております。それから、その他で15万8,000円、収入が入っておりますけれども、この分が保険ですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） おっしゃるとおり、その15万8,000円が保険で賄われる分でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 風水害の保険で、214万2,000円が要するにかかった修繕料と解釈するわけですが、それでは、15万8,000円の保険料は、えらい少なかよと思うわけですが、そこら辺は被害が少なくて、保険の対象が少なかったというわけですかね。こういったやっぱ農業の災害は今、結構ですね、今は金がかかりますので、もし民間の保険会社なんかがあったらそこら辺もやっぱり協議してですね、農業共済なんか掛けられんとでしようけんですね。

そこら辺もやっぱり今後検討していただきたいなと思います。もう回答要りません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 確認の意味でお尋ねをいたします。

先程、条例改正があつて、職員の給与に関する条例が改正されたわけですが、この補正予算の中に随所に出てきますけども、会計年度任用職員の期末手当が、ずっと増額になっています。最後の水道まであるんですけども、これは、今回の人事院勧告のこういった条例改正に関しては全く無関係のものでこういった増額になっているのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 会計年度任用職員さんの報酬の増額補正の部分に関しては、先程、ご承認いただきました人事院勧告の給与の改正に伴いまして、うちの行政職給料表に伴って、会計年度任用職員の報酬を決定しておりますので、町の職員の給与が上がりますと、自動的に会計年度任用職員さんの報酬も上がる仕組みになっております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ということは国のこういった勧告に伴って、町独自で会計年度任用職員の給与、それから期末手当も上がっていったということで理解していいんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第52号 令和4年度苓北町国民健康保険特別会補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、議案第52号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第52号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億905万2,000円とするものでございます。

今回の歳出補正の主な理由は、給与改定に伴う人件費の見直しによるものでございます。

歳出補正予算の中身についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

款1総務費、項4医療費適正化対策事業費、目1、節1報酬から節4共済費まで、合わせて5万円の増額は、給与改定に伴うレセプト点検員1名の人件費に係るものでございます。

次に、5ページをお開きください。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1、節1報酬から節4共済費まで、合わせて40万9,000円の増額は、給与改定及び勤務日数見直しに伴う訪問指導員1名の人件費に係るものでございます。

次に、6ページをお開きください。

款8予備費、項1、目1予備費、45万9,000円の減額は、人件費の増額に伴い、財源調整により予備費を減額するものでございます。

以上が、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、令和4年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第53号 令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程10、議案第53号、令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 議案第53号、令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億377万5,000円とするものでございます。

今回の補正の理由は、人事院勧告によります給与改定に伴う人件費の増額によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。歳入です。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3事務費繰入金、節1事務費繰入金7万円は、一般会計から介護保険特別会計に繰入れたものでございます。これについては後の歳出の人件費の方に充当することになっております。

7ページをお願いします。歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1の報酬から節4の共済費に係るものについては、人事院勧告によります介護保険認定調査員の給与改定に伴う人件費の増額でございます。

以上が、令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でござ

います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、令和4年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第54号 令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、議案第54号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 議案第54号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億895万6,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節1報酬から節4共済費まで、合わせて4万8,000円の増額は、給与改定に伴う事務補助員1名の人件費に係るものでございます。

5ページをお願いいたします。

款4予備費、項1、目1予備費は、補正額調整により4万8,000円の減額です。

以上で、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、令和4年度苓北町水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 報告第8号 専決処分の報告について

専決第13号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、報告第8号、専決処分の報告について、専決第13号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 専決第13号、損害賠償額の決定及び和解について。

令和4年3月29日発生、町会計年度任用職員による公用車の交通事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和4年10月3日。苓北町長、田嶋章二。

1、事故発生年月日、令和4年3月29日。2、事故発生場所、苓北町年柄720番地。3、相手方、遠藤電設株式会社。4、事故の概要、町会計年度任用職員が運転する公用車が、町道年柄大羅線の見通しの悪いカーブで、前方から直進してきた相手車と正面衝突した。5、損害賠償額11万8,657円。6、和解事項、本件のほか、両者間には一切の債権債務関係がないこと。

以上のとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今、総務課長の話で、これに書いてありますけども、正面衝

突ということですが、これの過失割合。これは五分五分だったのか。お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 過失割合については50%ずつの割合でございました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 50%ずつということですが、損害賠償額が11万8,657円。これは双方の保険を利用した中で、このお金が支払われたのでしょうか。その辺の保険の内容をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） これにつきましては、共済組合に町の方は加入しておりまして、その保険会社を通じて話し合われた結果で、50%ずつ双方ともというところで、町の方には12万2,238円、相手方から支払われております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） この金額で、12万円ほどの金額で修理の方は完全に、庁用車の修理は終わったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 町の庁用車、軽ダンプトラックの修繕がございまして、実際の費用が44万7,051円かかっております。そのうち、相手方から過失割合の50%ということで、12万2,238円の振り込みをいただいております。その残りにつきましては、町の共済組合に加入しております物損事故で、この車体が12年を経過しておりますので、限度額が40万円ということで、その残りについては物損の保険料でお支払いを受けたところでございます。残りにつきましては、町の出した金額が4万7,051円となっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） この事故については、例のイゲ林か、イゲ林の方に除草したときの草とか、木を持って行こうとしたときに事故に遭ってるのでしょうか。

それとあと1点は、その正面衝突した際に人身的なものはなかったのか。やっぱ軽ですから、結構、正面衝突の場合は、ダメージが大きくなるんじゃないかというふうに思いますが、その点の会計年度任用職員、相手方も含めて、どの程度のダメージを受けているのか。

結構、修理代に44万7,000円かかったということは、相当こう車に対するダメ

一も大きくて、エンジン破損とか、これだけの金額であれば、修理で対応できたのかどうかというのもちょっとありますね。40万円の残存価格に44万7,000円修理が掛かるといったことが、果たしてこれから先、もう12年も経過しているのに対して、購入した方がよかったんじゃないのかなともちょっと思ったものですから。そのあたり、どのような形になったのか。これは、ずっとまた軽の場合は10万キロ超さないと購入できないというような内規があって、町も多分、走行距離で10年以上超してもまだまだ使わなければならないというようなことにもなるんじゃないかと思いますが、その辺りの更新の考え方とかを、こういう事故があったときに、どのように考えているのかも含めてちょっとお伺いします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 業務の内容につきましては、山口議員が申されましたとおり、イゲ林の方に草木を運搬して、下から上っていったのが庁用車の方で、上からこの相手方が出てきたってところの中の正面衝突事故でございました。

体に、いろいろな影響につきましてはどちらともですね、双方とも人身による影響はございませんで、物損事故というところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 庁用車の買い換えのタイミングでございしますが、できる限り修理をしながら乗っていくようにしております。車検等が2年に一遍とかありますけど、10万キロとかじゃなくて、今、20万キロ乗ってる庁用車もあります。毎年予算の査定のときですね、状況を見ながら、買い換えるのか、修繕とか車検をして、そのまま乗るのかを確認をするようにしております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 私たち、イゲ林に、建設経済環境常任委員会で行ったんですが、本当に狭くて、くねくねしてる道路ですよ。あそこ林道、町道ありますけれども、非常に危険な道路だというふうに思っていました。やっぱり、日々、除草とか倒木処理とかで登っていくというときは、やっぱり上から来たときは離合もできないような狭い道。やっぱり議会でも問題になってますが、どこかにですね、物置きを、上津深江港のところの土地がありますよね。昔、産廃を一時、大型ごみですか、大型ごみの一時預かり、集めていた時期もありましたが、今それはもう大型ごみは1日で運んでしまうというふうになって、今使ってませんけれども、今持ってる遊休地の中にですね、仮置きでもつくって行って、このようなやっぱ事故というのは、いつ起きるかわかりません。そのような面です、やっぱり、一生懸命、土木管理課の会計年度任用職員の人は、そういうのを注意しながら、てっぺんまで持って行ってると思いますが、その辺りの考え

方をですね、もう1回。

やっぱり町としても、こういう危険性を回避するという面とですね、日々、上まで持つて行く時間を本当にどう使うのかということも含めれば、どこか安全な場所に一旦集めとって、大型トラックなんかでどこかに運ぶと、イゲ林自体もですね、あんまりそのようなものをですね、廃棄するような場所じゃないような気がします。

やっぱりそこも含めて、ああいう山の上にもし崩れでもしたらですね、下流域に大変な災害を起こすということも考えられますのでですね、やっぱりその辺りをもう1回考えるべきじゃないかというふうに思います。

それと、先程20万キロ以上走ってる公用車もあると。本当に財政難の折ですね、大変な苦勞されていらっしゃると思いますが、やっぱりいつ止まったりする恐れもありますよね。20万キロ超えて。もしかしたら、底に穴が空いているような、これ県の公用車もありました。特に福祉関係が走行距離が伸びないということですね、底が空いてしまったにも関わらず、やっぱ動かし続けざるを得なかったというようなこともありますので、やっぱりその辺りの実際の公用車の現状あたりを見てですね、やっぱりその財政の方も柔軟に対応していただきたいと。

やっぱり、もし途中で運転してて止まったらですね、後ろから追突される可能性も非常に大きいし、このように40万円もかけた修理をしたらですね、またどこかで車が故障する可能性も非常に大きいですよ。やっぱりこういった場合は、その12年乗ってるから乗れと言うんじゃないで、買い換えた方がより安全であればですね、やっぱ買い換えも考えた上で、保険金が物損も合わせれば、30万円ぐらい来とるんですか。さっき、32万のうちに4万ぐらいが、町の補てんとすればやっぱ30から40近く保険金が入ってきてるはずですので、それを財源にして、新しいものに買い換えるとかいうようなこともやっぱり検討すべきじゃないのかなと。

やっぱり事故車をまた、簡単な事故ならいいけれども、大きな事故を起こした車を会計年度任用職員に修理して与えるというのも、またひとつ問題じゃないかと思うのでその点も十分、検討した上で、公用車の管理をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 答弁いいですか。

○1番（山口利生君） はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 責任度合い、正規職員かとの関係でいろいろあろうと思いますけれども、通常は、会計年度任用職員にも、車の運転とか何かさせてよかったですかね。前回、私質問したときに、軽度の仕事をさせとるから、別に誰かがついとって、仕事を

さしておるからいいというような回答をいただいた、一般質問で、確かにいただいたような感じでございますけれども、やはり職員と非正規職員がおいでになると。そして職員は何をするべきか。あるいは非正規職員は何をするべきかと、ここにひとつの大きなやっぱり分かれ道があつとじゃなからうかなと思うとですね。何もかも、例えば、訪問看護の方も一緒ですけども、そういったことであればですね、訪問看護の方もですね、やっぱり職員がついとして、指導して、いろいろして、そういったことをすべきじゃなからうかなと思いますね。

職員も非常勤職員も仕事内容は一緒やっかって、給料が違うだけやっかっていうのは、なんさまちょっと見方が、何か低賃金で雇ってその上に職員があぐらをかいたような感じがしますね。ちょっとせろば。そこら辺はどがんなつとつとですかね。私はこの前聞いたときには、非常勤職員の方は、必ず、常勤の方が上になって、そして管理をして、仕事しておりますよというような回答を得たような感じなんですけれども、そこら辺のですね、非常勤の職員の方と職員の方のその仕事の振り分け方はどういうことになってますか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 町の職員と会計年度任用職員の違いという質問でございますが、まず公用車の運転に関しましては、会計年度任用職員さんの方も運転して特に問題ございません。仕事の内容につきましては、今、会計年度任用職員さんが、大まかで申し訳ないんですけど、約60数名おられます。それぞれ専門の免許を持たれた方、一般事務の方、現場作業される方、それぞれ職務に就いてらっしゃいます。

私どもの職務の補助という説明ではなくてですね、いち職員、私どもと同じ立場で仕事をしていただいている認識の中で、それぞれの専門職、一般の方含めまして、私ども職員と一緒に、町政全般の事務をしていただいております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 極端なことを申し上げてなかなか失礼になつとですけども、課長ぐらいが職員であつて、後は全部、非常勤で仕事をすることでもくつとですかね。極端なことを言います。

あるいは道路の関係、あるいはほかのいろんな訪問の関係、それぞれの責任分野というのはどこにどうあつとですかね。なんさま今ですね、国を挙げてですけども、この辺がな、低賃金の分野に入つてしまつてですねえ、そこら辺が私たちがはっきりわからんとですけども、何かこの場では大丈夫だ、そういうことであれば、非正規職員さんの方の運転ちゅうのは相当やっぱり重大な仕事です。運転していつて、見回したりなんかするちゅうならそれが大きな仕事なんですから、それに職員さんが非常勤職員さ

んについていつてあるならば私はいと思いますよ。そして、一緒になって仕事をするならばいいと思いますけれども、非常勤さんが1人、あるいは非常勤さんが2人でおつて、その責任をですね、持たせていいのかどうか。そこら辺が私、よくわからんとですが。

もし、小さい事故だったから、人身に関係しない事故であったからいいものの、これが大きな事故になった場合、人命を左右する大きな事故あった場合、どのような責任のとり方になるのか。あるいは職員ならば相当なやっぱり補償が出てくるとは思いますけれども、非常勤さんあたりもそれなりに職員と同等の管理なのか。そこら辺をお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） なかなか難しいあれなんですけど、私ども町職員も会計年度任用職員も責任関係は一緒でございます。同じ公務員でございますっていう回答になります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 何もかも一緒ということでございましたのでですね、今後はですね、やっぱり非常勤の採用の時点とかなんかででもですね、給料も、やはり同じ仕事させとって、給料自体に段差があるっていうのは、今の時代ではあり得とかなと思います。特に、やはり、今健康を、世の中、健康でなからんばいかん。こういった自治体なんかは差別を付けたらいかん。そういうことがございますので、やはりですね、今後はそこら辺ですね、やはりぜひ検討していただいて、上部の機関等々あたりとも、当然、申し出をしていただいて、もう財源難でですね、もう職員を辞めさせて、非常勤を雇えばよかやっかと。苓北は相当な財源難です。要らんことに金ば使いすぎるからと、私は思うとですけども。そこら辺の関係からですね、やっぱり最大限努力していただくようお願いして、終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第7回苓北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員